

公募型プロポーザルの実施(公告)

こども場所推進等に係るサイト構築及びプロモーション業務委託の委託候補者を選定するため、公募型プロポーザルを行うので公告する。

令和7年5月30日

長崎県知事 大石 賢吾

1 業務概要

- (1) 業務の名称 こども場所推進等に係るサイト構築及びプロモーション業務委託
- (2) 業務内容 公募型プロポーザル募集要領による。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和8年3月31日(火)まで

2 プロポーザルに参加する者の資格要件

- (1) 長崎県内に本店または支店(営業所を含む。)を有する法人であること。
- (2) 期日までに公募型プロポーザル参加表明書(様式第1号)及び関係書類を提出し、参加資格審査を受けて、プロポーザル参加資格を得た法人
- (3) 公募型プロポーザル参加表明書(様式第1号)の提出期限の日までの過去5年間に於いて、当該業務と類似する業務(web サイト構築及び情報発信・プロモーション)の契約実績が各1件以上あること。

3 プロポーザルに参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しない者
- (3) 提出書類及び添付書類に故意に虚偽の事項を記載した者
- (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (5) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
- (6) この公告の日から見積執行期日までの間において、指名停止又は指名除外の措置を国又は地方公共団体から受けている者又は受けるおそれがある者
- (7) 参加表明書の提出期限の日及び見積執行期日以前6か月以内に、電子交換所で不渡手形若しくは不渡り小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者
- (8) 破産法(平成16年法律第75号)第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続き開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者
- (9) この公告の日から見積執行期日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者

4 関係資料の配布場所、期間及び方法

公告及びプロポーザル募集要領等の関係資料は、次に示す長崎県のホームページに令和7年6月10日(火)まで掲載して配布する。

<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/other-bunrui/nyusatsu-other-bunrui/kodomo-mi-nyusatsu/kodomo-mi-kokoku/727902.html>

5 参加申込の方法等

プロポーザルに参加したい事業者は、参加表明書(様式第1号)及び関係書類を次により提出すること。

- (1) 提出方法 持参又は郵送(書留など配達記録が残るものに限る)とする。なお、郵送の場合は、到着を確認すること。
- (2) 提出先 11に定める機関
- (3) 提出部数 1部
- (4) 提出期間 令和7年5月30日(金)から令和7年6月10日(火)までの間(県の閉庁日を除く。)の午前9時から午後5時まで(郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。)

6 参加者の資格審査

参加申込者から提出のあった参加表明書及び関係書類を確認し、確認結果を令和7年6月12日(木)までに申請者へ通知する。

7 企画提案書の提出方法等

別添の募集要領により、企画提案書及び関係書類を次のとおり提出すること。

- (1) 提出方法 持参又は郵送(書留など配達記録が残るものに限る)とする。なお、郵送の場合は、到着を確認すること。
- (2) 提出先 11に定める機関
- (3) 提出部数 9部(正1部、副8部)
- (4) 提出期間 令和7年6月13日(金)から令和7年6月30日(月)までの間(県の閉庁日を除く。)の午前9時から午後5時まで(郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。)

8 企画提案書の審査

提出された企画提案書及び関係書類について、こども場所推進等に係るサイト構築及びプロモーション業務委託に係るプロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)による審査を行い、最優秀提案者と次点者を選定する。

9 契約の締結

長崎県財務規則(昭和39年長崎県規則第23号)の規定により、最優秀提案者と本委託業務についての契約締結の交渉(見積執行)を行う。なお、当該提案者との契約が成立しない場合には、次点となった提案者と契約締結の交渉を行う。

10 契約保証金

納付を免除する。

11 プロポーザルに関する事務を担当する機関の名称等

(住所)〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3-1

(名称)長崎県 福祉保健部 こども政策局 こども未来課 こども企画班

(電話)095-895-2683 (ファクシミリ)095-895-2554

12 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語、通貨及び単位等は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位に限る。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関(WTO)協定の一部として、附属書4に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受けるものではない。
- (3) 本公告に定めのない事項については、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令及び長崎県財務規則によるものとする。